

福生市特別簡易型総合評価一般競争入札の試行に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福生市（以下「市」という。）が発注する工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する特別簡易型総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札の対象となる工事は、一般競争入札を実施する工事のうち、予定価格が5千万円以上であって、公共工事の品質を確保するため、入札参加者の施工能力、施工実績、配置予定技術者の能力、地域精通度及び地域・社会貢献度（以下これらを「企業の施工能力等」という。）と入札価格とを総合的に評価することが妥当と認められるものの中から、市長が選定するものとする。

(学識経験者への意見聴取)

第3条 市長は、政令第167条の10の2第4項の規定により、総合評価一般競争入札における申込み当たり、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとする場合には、あらかじめ学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴かなければならない。

- 2 意見を聴取する学識経験者は2人以上とし、市長が選任するものとする。
- 3 意見を聴取する学識経験者の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者の決定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(入札の公示)

第5条 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加資格要件と併せて、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の採用に関すること。
- (2) 企業の施工能力等を審査するために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出に関

すること。

- (3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (4) 総合評価に関する評価結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果についての疑義照会に関すること。
- (6) 提出された資料に係る虚偽記載等があったときの取扱いに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、総合評価一般競争入札を行う上で必要な事項
(技術資料の提出)

第6条 市長は、技術評価を行うため、総合評価一般競争入札の入札参加申込者が入札参加資格確認申請書を提出する際に、技術資料として次に掲げる資料の提出を求めるものとする。

- (1) 同種工事の施工実績に関する資料
- (2) 配置予定技術者の資格及び施工経験に関する資料
- (3) 地域・社会貢献度に関する資料
- (4) 前3号に定める資料のほか、必要と認める資料

2 入札参加申込者は、前項各号に掲げる技術資料を提出した後においては、当該提出資料の内容を変更することができない。

(競争参加資格の確認及び技術資料の評価)

第7条 市長は、総合評価一般競争入札の入札参加申込者から入札参加資格確認申請書及び技術資料の提出がされたときは、入札参加資格の審査を行うとともに、入札参加資格が確認された入札参加資格者の企業の施工能力等に係る評価項目に対する評価を行うものとする。

2 前項の評価の実施に当たっては、公正性、公平性及び的確性に十分配慮するものとする。

(総合評価の方法)

第8条 総合評価の方法は、入札参加者が提出した技術資料の各評価項目を点数化した得点の合計(以下「技術評価点」という。)に、当該入札者の入札価格から算出した価格評価点(以下「価格評価点」という。)を加えて得た数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

2 価格評価点及び技術評価点は、第4条に規定する落札者決定基準に基づいて算出するものとする。

(落札予定者の決定方法)

第9条 市長は、入札参加資格要件を満たし、かつ、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、前条第1項の規定により得られた評価値が最も高い者を落札予定者として決定する。ただし、落札予定者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第167条の10の2第

2項の規定に基づき、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利な者を落札者とする。

(1) 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。

(2) 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき又は、落札者となることが著しく不相当であると認めるとき。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札予定者を決定する。

(落札者の決定)

第10条 市長は、落札者決定基準に基づき、落札者を決定するものとする。この場合において、第3条第1項の規定による意見の聴取の際に、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定するときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者及び落札者とならなかった者に対し、その旨を通知するものとする。

(評価内容の担保)

第11条 市長は、入札参加者が提出した技術資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認めるときは、福生市競争入札参加資格者に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する事項は、入札説明書等に記載するものとする。

(秘密の保持)

第12条 入札参加者から提出された技術資料の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 入札参加の資格審査及び評価以外に使用しないものとする。ただし、当該技術資料を提出した者から承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 返却及び公表は、原則として行わないものとする。

(評価結果の公表)

第13条 市長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、落札者及び落札者とならなかった者の評価結果について公表するものとする。

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第14条 落札者とならなかった者は、市長に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。